

業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

大学生の「プロジェクト実践型インターンシップ」を通じた関係人口創出事業

2. 事業全体の目的及び概要

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から15年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村：以下、「12市町村」という。）では、未だ帰還していない事業者や住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「委託者」という。）では、事業再開及び帰還促進と並行し、なりわいや賑わいの再生・創出を目的に、交流・関係人口の拡大に向けた様々な取組みを実施している。これらの取組を通じて、関係人口の創出やコミュニティ形成が進みつつある。

本事業は、全国の大学等（大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校）の学生が、12市町村においてプロジェクト実践型のインターンシップ（以下「本事業」という。）を行い、企業・地域と継続的な関係を構築し「関係人口化」することを目的として実施する。

3. 業務内容

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、地域コーディネーターを適切に選定・配置のうえ本事業がより効果的な取り組みとなるよう工夫し、以下（1）～（11）を実施すること。

なお、受託者の創意工夫により、各実施目的の更なる達成を見込める場合、委託者と予め協議し、委託者の承認が得られた場合、異なる内容を実施することも可とする。

（1）全体計画の設計、進捗管理（プロジェクトマネジメント）

- ・プロジェクトの全体計画および各詳細計画を策定すること。
- ・プロジェクトの進捗管理を行い、遅延なく円滑に遂行すること。
- ・学生および受入事業者間において突発的な事象やトラブルが発生した場合には、関係者と連携のうえ、迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに委託者へ報告すること。
- ・事業の円滑な遂行のため、必要に応じた地域コーディネーターの管理育成を行うこと。

（2）受入事業者の開拓・選定

受託者は、以下の受入事業者の要件および本事業導入先の優先順位を踏まえ受入事業者の開拓および選定を実施する。

受入事業者の要件

- ・外部人材を活用した事業革新に意欲のある経営者であること。
- ・自社事業の課題のほかに地域課題の解決にも関心のある経営者であること。

- ・学生の受入環境が整っていること（宿泊先、通勤時の移動手段等）

<本事業導入先の優先順位>

優先①	田村市、南相馬市、川俣町、檜葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村
優先②	川内村
優先③	富岡町
優先④	広野町、双葉町

(3) プロジェクト設計支援に係る企画・運営

受入事業者が抱える経営課題を解決し、目指す姿を実現できるよう、プロジェクト設計支援に関する企画・運營業務を実施すること。

また、プロジェクト設計支援にあたっては以下のア～イを行うこと。

ア 受入事業者ヒアリングへの同席およびプロジェクトのブラッシュアップ支援

受託者は地域コーディネーターが行う受入事業者へのプロジェクトヒアリングの際は、可能な限り同席しプロジェクトのブラッシュアップ支援を実施する。

イ プロジェクト設計勉強会

受託者は、より多くの学生から申し込んでもらうことを目的に、地域コーディネーターを対象としたプロジェクト設計勉強会を1回以上の開催。

同勉強会では、以下の内容を織り込むこと。

- ・申込につながるタイトルやトップ画像など募集要項作成のポイント

上記以外にも目的達成に必要な内容は受託者の判断で織り込むことも可とする。開催方式は対面・オンライン方式のどちらでも可とする。

(4) 参加学生の募集

受託者は、本事業の学生の参加申込（エントリー）の増加を目的として、全国の大学生等に向けた周知及び案内を実施すること。また、学生が受入事業者や地域コーディネーターと直接コミュニケーションを図り、インターンシップの内容を理解できる説明会等の機会を設けること。

尚、参加学生の募集は、インターン開始の2ヶ月前までに行うこととする。

(5) 学生および企業との面談活動

学生と受入事業者の双方にとって有益な事業となるように、以下の通り面談を実施する。

- ・委託事業者と申込学生による一次面談を実施し、実践プロジェクト型インターンシップへの参加動機や本事業を通じて身に付けたい能力等を確認するとともに、学生にとって最適なプロジェクト選択を支援すること。
- ・地域コーディネーターと申込学生による二次面談を実施し、プロジェクト内容の理解促進及びマッチング精度の向上を図ること。
- ・地域コーディネーターと受入企業及び申込学生による三次面談を実施し、最終的なマッチングの合意形成を行うこと。

(6) 伴走支援に係る企画・運営

伴走支援として以下のア～エを行うこと。

ア 現地合同キックオフ研修

参加対象者：受入事業者、インターン生、地域コーディネーター

実施内容

- ・本事業の概要とスケジュール説明
- ・受入事業者とインターン生の双方が成長したいポイントやプロジェクトのゴールの再確認
- ・上記以外に必要な事項

イ 現地合同中間研修（開催時期：インターン開始から2週間後程度）

参加対象者：受入事業者、インターン生、地域コーディネーター

実施内容

- ・目標に対する現時点での達成度の可視化
- ・これまでの活動の振り返り
- ・今後の具体的な行動目標の再設定
- ・上記以外に必要な事項

ウ 継続的な伴走支援

実施内容

- ・毎日の日報確認等によるインターン生のモチベーション管理や活動状況の確認、日常の相談対応と円滑なコミュニケーション
- ・定期的な個別面談
インターン生と地域コーディネーターによる面談
※インターン期間中、2回以上開催すること
受入企業と地域コーディネーターによる面談
※インターン期間中、2回以上開催すること
- ・受入事業者への確実な情報伝達・事前連絡の徹底
- ・上記以外に必要な支援

エ フィールドワーク等の実施による地域理解促進・交流機会の創出

福島12市町村の魅力理解および参加者間の交流促進を目的として、フィールドワークまたは、任意参加形によるツアーの企画・実施を検討すること。

なお、実施にあたっては、委託者と協議の上、内容を決定すること。

(7) 成果報告会の開催

受入事業者、インターン生及び地域コーディネーターを対象として成果報告会を開催すること。なお、インターン生が希望する場合には、活動を通じて関わりのあった関係者等を招くこともできるものとする。

(8) 振り返りアンケートの実施と分析

成果報告会終了後、速やかに受入事業者、インターン生を対象としたアンケートを行い、集計および分析を実施し委託者へ結果を報告する。

(9) 学生と受入事業者間の確実な契約締結

受託者は、本事業に関係する当事者間で取り交わす契約書、誓約書、確認書その他必要な合意書面（以下「契約書等」という。）について、インターンシップ開始前までに締結を完了させること。また、契約書等の締結状況を適切に管理し、未締結案件がある場合は理由及び対応策を明示すること。

契約書等は、電子契約又は書面契約のいずれの方法による場合であっても、締結日及び当事者の署名（押印）等により合意が確認できる状態とし、その証跡を適切に管理及び保管するとともに、委託者へ写しを提出すること。

(10) 本事業の結果の整理

受託者は上記(1)～(9)の実施結果を整理したうえで本事業がもたらしたインターン生のキャリア形成への影響、プロジェクト達成度、受入事業者のマインドの変化を分析するとともに、本事業における12市町村の関係人口化への寄与について検証する。

(11) 事業報告

上記(10)の業務が完了した後、本事業の成果に関する報告会を実施する。開催時期等は以下の通りとする。

ア 時期：本事業の業務が終了次第（年度内に滞りなく完了するよう計画的に実施）

イ 場所：福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。

ウ 参加者：受託者及び委託者

4. KPI

受入事業者数：5者以上

参加するインターン生人数：10名以上

5. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的に委託者と打合せを実施し、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上決定するものとする。（月2回程度実施予定）

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途、報告する。

6. 履行期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

7. 締結後の提出書類・納入物

- (1) 業務報告書【電子媒体】（業務完了時）
- (2) その他、委託者が必要と認める書類（委託者の求めに応じ）

8. 委託業務の基本方針

- (1) すべての業務を実施するにあたり、委託者と十分に協議すること。
- (2) 本事業に有益と思われる起業支援事業や支援機関等の現状把握を十分に行った上で、本事業内容の提案を行うこと。
- (3) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業（委託者のほか福島県、12 市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業）と連携・調整を実施すること。
- (4) 機密の保持
受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。ただし、上記（3）で連携・調整している事業間での提供は可能とする。
- (5) 第三者の権利侵害
本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (6) 再委託の制限
受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 疑義に関する協議等
疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載

のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上